★東海地震の体制と南海トラフ地震の体制

資料３－２

◆東海地震に関連する情報発表時の体制

《基本的な流れ》

東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合

↓

東海地震注意情報が発表。
（観測された現象が東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表）

配備体制
地震災害警戒本部を速やかに設置できる体制。
→警戒宣言の発令に備え、必要な対策が即座に実施できる体制として、各部で必要な人員を配備する。

↓

警戒宣言が発令。
（東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発令）

配備体制
地震災害警戒本部による全庁体制。
→全職員を配備する。

※平成 29 年 11 月 1 日から、新たに南海トラフ地震に関連する情報（臨時）を発表することになったため、当面の間、**東海地震注意情報の発表、警戒宣言の発令は、行われなくなりました。**

◆南海トラフ地震に関連する情報発表時の体制

《基本的な流れ》

南海トラフ沿いでマグニチュード７以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合

↓

南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表。

配備体制
防災危機管理部による体制。

↓

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表。

配備体制
地震災害警戒本部による全庁体制。
→地震発生時に必要な対策が即座に実施できる体制として、各部で必要な人員を配備する。（東海地震注意情報発表時の体制を準用）

↓

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなった旨の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表。

配備体制
体制の解除又は縮小。

↓

地震が発生

配備体制
地震が発生し、災害対策本部の設置基準を満たした場合は、災害対策本部による体制。

※《災害対策本部設置基準》
【自動設置】
- 平塚市に、気象庁発表による[震度５強]以上の地震が発生したとき。
- 気象庁が、相模湾・三浦半島津波予報区に大津波警報または津波警報を発表したとき。

【状況等を判断して設置】
- 平塚市に、気象庁発表による［震度４］以上の地震により、本市域に被害が発生し、又は発生するおそれがあると判断したとき。
- 気象庁が、相模湾・三浦半島津波予報区に津波注意報を発表したとき、又は、本市域に、津波による被害が発生し、又は発生するおそれがあると判断したとき。